

① 申請者の住所・事業者名、電話	〒520-1605 滋賀県高島市今津町南新保 87 番地 15 社会福祉法人ゆたか会 0740-22-1601
② 県内の事業所の住所・事業所名、電話	〒520-1605 滋賀県高島市今津町南新保 87 番地 15 社会福祉法人ゆたか会 0740-22-1601 ※申し込み・資料請求先
③ 指定を受ける研修事業の名称	社会福祉法人ゆたか会 介護職員初任者研修
④ 研修課程および学習方法	介護職員初任者研修課程 ・通学方法 ・通信方法 (対象地域:)
⑤ 開講の目的	* 福祉の人材が不足する中、潜在的な地域の人材の掘り起し及び地域の人材教育
⑥ 指令年月日等 (記入は通知後)	令和2年(2020年)3月27日 滋賀県指令医福 第540号 ※募集広告を行う場合は、必ずこれを明記すること。
⑦ 受講資格	年齢が16歳以上で、自分の力で受講・学習を遂行できるもので、原則として、今後の福祉の仕事につくことを目的とするもの。また、今後福祉介護業務に携わる可能性のあるもの * 母性保護のため、妊娠中の方はご遠慮ください。
⑧ 定員	14名
⑨ 募集・研修期間	(募集) 令和2年4月15日 ~ 令和2年5月27日 (研修) 令和2年6月3日 ~ 令和2年11月25日 ※研修期間の初日は開校式の日を言う。
⑩ 研修カリキュラム	カリキュラム日程表(様式第4号-1) 研修区分表(様式第4号-2) を参照
⑪ 研修会場の名称、住所・講義・演習	〒520-1605 滋賀県高島市今津町南新保 87 番地 15 特別養護老人ホーム 清風荘 (講義・演習共に)
⑫ 実習施設の名称等	1. 実施する (実習施設利用計画書(様式第6号参照)) 2. 実施しない
⑬ 使用テキストおよび通信添削課題(出版社と名称等)	テキスト 介護職員初任者研修テキスト・株式会社 QOL サービス 通信添削課題 なし 全て通学で講義・演習
⑭ 受講手続きおよび本人確認の方法(選考方法含む)	・ 研修受講希望者は、平日(月~金 祝日除く) 電話・FAX・来所のいずれかで資料を②に請求してください。学則、研修カリキュラム日程表と研修区分表、申込書を送付します。所定の申込用紙に必要事項を記載し、郵便・FAX又は窓口にて申込みをお願いします。 ・ なお、受講申し込みにあたっては、本人確認が必要なことから研修初日に免許証、パスポート、健康保険証等を提示し、コピーを提出していただきます。 ・ 当法人から決定通知送付後、期日までに受講料、テキスト代の振込をお願いします。 ・ 応募者が4名以下の場合は中止することがあります。 ・ 応募者多数の場合は申込者の先着順とします。

⑮ 受講料、テキスト代等および支払い方法 (受講料補助制度含む。)	受講料：59,400円(消費税含む) テキスト代：3,240円(消費税含む) 指定の期日までに指定する金融機関口座に振り込むこと
⑯ 解約条件および返金の有無等	<ul style="list-style-type: none"> ・受講生都合 研修開始前のキャンセルについては、講座開始日の10日前までは、受講料全額返金する。(振込手数料は受講生もち)。9日前から前日までは、キャンセル料(1万円)を差し引いた金額で受講料を返金する(振込手数料は受講生もち)研修開始後については応じない。テキスト代は返金いたしません。 ・当法人の都合により開講を中止した場合は、全額返金しません(振込手数料は当法人負担) 受講者が原因とする受講の取消し(退校)の場合は、受講料・テキスト代の返金は致しません(振込手数料は受講生負担)。
⑰ 欠席・遅刻・早退・受講取消の取扱基準	<p>欠席：やむを得ない理由で欠席した場合は補講を実施する。 遅刻：開始15分を超えて遅刻したものは欠席とみなす。 早退：講義・演習・実習は、一切の早退は原則として認めない。 次に該当する場合、受講を取り消すことがある</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 無断欠席や研修意欲が著しく欠け受講態度が不良なもの 2) 講師の指導に従わず、研修の秩序を見出し、他の受講生に影響を及ぼすもの
⑱ 研修修了の認定方法、評価方法と合格基準	<p>評価方法：全カリキュラムを修了し筆記試験で70点以上の者を修了者と し、修了証明書を交付する 評価方法と合格基準：様式第11号参照</p>
⑲ 補講の方法および補講料	<ul style="list-style-type: none"> ・研修を欠席された方で止むを得ない事情がある場合(必要に応じて証明証等の提出が必要です)については、欠席教科について別途講義・演習を行う ・補講料は1時間あたり1,500円
⑳ 募集の広報の方法	<p>ホームページ・チラシ配布 ※広報は指定を受けてから行うこと。</p>
㉑ 情報公開の方法(ホームページ等)	<p>http://yutakakai.jp/</p>
㉒ 受講者の個人情報取扱	<p>ゆたか会個人情報保護規程を適用する。 なお、修了者は県の管理する修了者名簿に記載される。</p>
㉓ 受講中の事故等についての対応	<ul style="list-style-type: none"> ・当該受講者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。また、滋賀県にも報告する。 ・研修受講中は傷害保険に加入しています。 ・受講者本人に係る事故及び通学中の事故は受講生の負担とします。
㉔ 研修責任者名と役職	<p>伴 英治 社会福祉法人ゆたか会 事務局長</p>
㉕ 課程編成責任者名と役職	<p>伴 英治 社会福祉法人ゆたか会 事務局長</p>
㉖ 情報開示責任者名、役職および連絡先	<p>水野賢祐 社会福祉法人ゆたか会 事務センター長 0740-22-3490</p>
㉗ 苦情相談担当者名、役職および連絡先	<p>【事業者】 伴 英治 社会福祉法人ゆたか会 法人事務局長 0740-22-3490</p> <p>【事業所】 林 辰弥 特別養護老人ホーム清風荘 0740-22-1601</p>
㉘ 事業所の研修担当者名と連絡先	<p>林 辰弥 特別養護老人ホーム 清風荘 0740-22-1601</p>

㊦ その他研修に関する事項	
---------------	--

※情報開示責任者は、責任をもって常にホームページの開示内容を管理・更新すること。
※「その他研修に関する事項」欄には、事業者において特に受講予定者に提示すべき事項があれば記入すること。（求職者支援訓練等を含む。）